

「インドネシア共和国における日本の法曹有資格者  
による効果的な法的支援の提供の在り方についての  
分析・提言」に関する調査研究報告書  
(改訂版)

2016年2月

(2018年3月改訂)

弁護士 野口 学 (2016年2月付作成者)

弁護士 藏田 知彦 (2018年3月付改訂者)

## 目 次

第1	はじめに	3
第2	インドネシアにおける日本法弁護士の活動の実情	5
第3	日本法弁護士がインドネシアにおいて提供できる法的支援の在り方	9
第4	日本法弁護士による法的支援へのニーズの量	18
第5	小規模な法律事務所に所属する日本法弁護士及び単独でインドネシアに渡ること を志す日本法弁護士の可能性に関する考察	22
第6	日本法弁護士による効果的な法的支援の提供の在り方についての提言	25
第7	結語	26

## 第1 はじめに

### 1 本報告書の位置付け

平成27年度、「インドネシア共和国における日本の法曹有資格者による効果的な法的支援の提供の在り方に関する分析・提言」との調査研究事項（以下、「本件調査研究事項」という。）に関する調査研究が野口学弁護士（以下、「作成者」という。）により行われ、その結果は、平成28年2月、「インドネシア共和国における日本の法曹有資格者による効果的な法的支援の提供の在り方に関する分析・提言」に関する調査研究報告書（以下、「平成28年報告書」という。）としてまとめられた。

本件調査研究事項は、作成者が法務省より受託した「法曹有資格者による日本企業及び邦人の支援の方策等を検討するための調査研究」（以下、「本調査研究」という。）における3項目の具体的な調査研究事項の1つであり、したがって、平成28年報告書は本調査研究の一部をなすものである。

また、本調査研究は、平成26年度、作成者が法務省からの委託に基づきインドネシアにおいて実施した「法曹有資格者の海外展開を促進する方策を検討するための調査研究」（以下、「昨年度調査研究」という。）との連続性を有するものと理解しており、特に平成28年報告書については、作成者による2年間の調査研究のまとめとして位置付けられる。

しかしながら、その後の時間経過に伴い、平成28年報告書の記載事項には、現在の事実関係及び法規制等に適合していない事項が複数認められるようになり、それら記載事項を現在の事実関係及び法規制等に適合させる必要性が生じるに至っていた。そこで、弁護士藏田知彦（以下、「改訂者」という。）は、平成29年から平成30年2月にかけて、平成28年報告書の記載の内、事後に事実関係及び法規制等が変更された事項及びその変更内容を調査するアップデート調査を行った。

本報告書は、平成28年報告書について、同アップデート調査の結果に基づき、事後に事実関係及び法規制等が変更された記載事項を現在の事実関係及び法規制等に適合させる改定を行うものと位置付けられる。

### 2 留意事項

本報告書の内容については、以下の点に留意されたい。

- ・本報告書は、法務省への提出を目的として作成されたものであり、具体的な事案に対する法的な意見又は助言の提供を意図するものではない。
- ・本報告書に記載されている情報は、別途記載のない限り、本報告書提出時（2018年3月23日時点）のものである。
- ・前述のとおり、平成28年報告書は作成者による2年間の調査研究活動のまとめと位置付けられるものと理解している。そのため、昨年度調査研究及び本調査研究を構成する他の報告書の内容と重なる部分についても、日本の法曹有資格者による効果的な法的支援の提供の在り方を分析するという視点から再度整理<sup>1</sup>した上で記載されている。
- ・本報告書中のインドネシアにおける日本法弁護士の活動に関する言及については、すべてインドネシアにおける外弁規制<sup>2</sup>上の制約の範囲内であることが前提となっている<sup>3</sup>。
- ・本報告書の記載の一部は、ジャカルタ駐在日本法弁護士へのヒアリングに基づいている。本報告書が公表予定であることに鑑み、ジャカルタ駐在日本法弁護士からのヒアリングに基づく部分について、発言者を特定することはせず、また、ヒアリングメモの添付なども行っていない。ヒアリングに対して率直な意見を聞かせて頂いた各日本法弁護士への配慮と理解されたい。
- ・本報告書の内容は、作成者及び改訂者が所属している日本の法律事務所及び任期中のジャカルタにおける受入事務所の公式見解ではなく、作成者及び改訂者の個人的な見解である。また、各所からのヒアリング内容を記載した部分についてはヒア

---

<sup>1</sup> 加筆又は修正等をしている部分もある。

<sup>2</sup> 外国人弁護士の活動に対する規制。

<sup>3</sup> たとえば、本報告書中には「日本法弁護士への相談」等の表現があるが、インドネシア法に関する点については、外弁規制の範囲内で、すなわち、インドネシア人弁護士の監督の下、インドネシア人弁護士と協働して実施されることが前提となっており、実務上もそのように行われている。本報告書中には、かかる前提についての記述が省略されている部分も一部あるが、インドネシア法に関する点については、外弁規制の範囲内における活動であることを当然の前提とする。

リング対象者の見解である<sup>4</sup>。

## 第2 インドネシアにおける日本法弁護士の実情

### 1 序

インドネシアにおける日本法弁護士による効果的な法的支援の提供の在り方について検討する前提として、本報告書提出時である2016年2月20日時点でのインドネシアにおける日本法弁護士及び日本の法律事務所の活動の実情について整理する<sup>5</sup>。

### 2 ジャカルタに駐在して活動する日本法弁護士の人数

本報告書提出時において、ジャカルタに駐在して活動する日本法弁護士の人数は10名である<sup>6・7</sup>。

### 3 五大法律事務所からの出向

ジャカルタに駐在して活動する日本法弁護士10名のうち5名は、東京に所在する5つの大規模な法律事務所<sup>8</sup>からの出向者である<sup>9</sup>。五大法律事務所は各々が1名の日本法弁護士をジャカルタに所在するインドネシア法律事務所<sup>10</sup>に駐在させておける<sup>11</sup>。

出向者のジャカルタ駐在について明確な任期を設けているか否かは各事務所それぞれであるが、駐在中の各弁護士とも、いずれはジャカルタを離任し、所属事務所より

---

<sup>4</sup> ヒアリング内容を記載する際に慎重を期したことは当然である。しかし、本報告書の作成にあたって、ヒアリング対象者に対して本報告書の記載内容について逐一確認を行うという作業は行っていない。

<sup>5</sup> 昨年度調査研究における作成者による「インドネシアの外弁規制等、法曹有資格者の活動環境」に関する調査研究報告書」においては、2014年11月時点における状況について報告している。

<sup>6</sup> その内1名は、外務省の職員として在インドネシア日本国大使館で勤務している。

<sup>7</sup> 修習期は、52期、56期、57期、59期、61期、63期（2名）、64期、65期、及び66期である。

<sup>8</sup> 便宜上、以下、「五大法律事務所」という表現を用いる。

<sup>9</sup> 五大法律事務所に所属しているか否かに重点を置いているのではなく、あくまで、日本法弁護士の活動の実情を説明する趣旨からの記載である。

<sup>10</sup> 本報告書においては、インドネシア法に基づくインドネシア人弁護士の法律事務所を「インドネシア法律事務所」と表現する。

<sup>11</sup> 五大法律事務所のうち1つの法律事務所は、2018年中にジャカルタに駐在する日本法弁護士を1名増員し、2名体制にすることを決定している。

後任の弁護士が派遣されることが前提となっている。作成者の任期中にも、五大法律事務所の1つから出向していた日本法弁護士1名が任期を終えて離任し、代わって同事務所に所属する別の日本法弁護士がジャカルタに着任した。

最近、五大法律事務所のうち3つの法律事務所は、一步踏み込んだ形でジャカルタにおける存在を示している。

すなわち、A法律事務所<sup>12</sup>は、2014年11月、ジャカルタに所在のインドネシア法律事務所との提携を公表し、「A法律事務所 ジャカルタ事務所\* \*提携事務所」との名称を用いている。

また、B法律事務所は、2015年5月、提携先であるインドネシア法律事務所内にデスクを開設し、「B法律事務所 ジャカルタデスク」との名称を用いている。

同様に、C法律事務所は、2016年1月、提携関係を有するインドネシア法律事務所内に、「C ジャカルタデスク」という名称のデスクを開設した。

後述するように、インドネシアの外弁規制上、外国の法律事務所はインドネシアにおいて法律事務所を開設することはできない。そのため、前述の活動について、ジャカルタに所在するインドネシア法律事務所から日本の法律事務所から日本法弁護士が出向している、という基本的な法的枠組みに変更はないはずである。その上で、インドネシア法律事務所と提携関係を有し、提携先である事務所に日本法弁護士を常駐させているという状況を日本に向けてどのように説明するのかという点について、一步踏み込んだ表現が用いられているのである<sup>13</sup>。

インドネシアにおける外弁規制上の制約の範囲内で、日本の法律事務所がジャカルタにおいて存在感を示していく手法として興味深い。

#### 4 五大法律事務所以外に所属する日本法弁護士

前述の五大法律事務所からの出向者以外では、5名の日本法弁護士がジャカルタに駐在して活動している。

うち1名は、シンガポールに所在の大規模な法律事務所からの出向という形でジャカルタのインドネシア法律事務所に駐在している。同弁護士は、以前は五大法律事務所の1つに所属しており、当時の所属事務所からの出向という形でジャカルタのインドネシア法律事務所に駐在していた経験を有している。

別の1名は、JICA 長期専門家としてインドネシアに派遣された経験を有しており、もともと日本に所在の外資系法律事務所のパートナーであった弁護士である。現在は、知人であるインドネシア人弁護士が経営するインドネシア法律事務所執務している。

---

<sup>12</sup> 五大法律事務所の1つを示す。「B法律事務所」及び「C法律事務所」との記載も同趣旨。

<sup>13</sup> 以上については、A法律事務所乃至C法律事務所の公式な見解ではなく、あくまで作成者の考察であることを付言しておく。

この兩名については、完全にインドネシアに拠点を移している点、すなわち、日本の法律事務所からの出向ではない点に特徴がある。

## 5 研修という形でインドネシアに短期間滞在する日本法弁護士

近年の東南アジア法務への関心の高まりを受けて、研修という形でジャカルタに短期間滞在する日本法弁護士も存在する。作成者の任期中には、作成者が知る限り2名<sup>14</sup>の日本法弁護士がジャカルタに所在するインドネシア法律事務所で研修を行った。うち1名は、一定の規模を有する日本の法律事務所に所属している。同弁護士は、米国留学後の海外研修という位置付けで、2か月間、日本法弁護士が所属しているインドネシア法律事務所で研修を行った<sup>15</sup>。

## 6 地方都市における日本法弁護士の活動

インドネシアで活動する日本法弁護士はいずれも首都ジャカルタに駐在しており、地方都市に駐在する日本法弁護士は存在しない。インドネシア進出日系企業の大半がジャカルタ及びその近郊に所在しているため、今後もこの傾向は変わらないものと思われる。

一方で、インドネシア第2の都市スラバヤ<sup>16</sup>において、2015年9月より、在スラバヤ日本国総領事館が「リーガル・コンサルテーション」と題する法律相談を実施しており、2017年度は、ジャカルタに駐在する日本法弁護士1名が、2か月に1回スラバヤに出張し、日系企業の相談に応じている<sup>17</sup>。

## 7 ジャカルタ駐在日本法弁護士の業務内容

### (1) 業務内容<sup>18</sup>

ジャカルタに駐在して活動している日本法弁護士が扱う案件は、ほぼすべてが日系企業をクライアントとする企業法務案件である。

日本法弁護士のジャカルタにおける業務は、大きく2種類に分かれる。まず、日

---

<sup>14</sup> 注7で述べた日本法弁護士を加えると3名である。

<sup>15</sup> ヒアリング実施日：2015年7月7日。

<sup>16</sup> 日系企業は約150社が所在。

<sup>17</sup> <http://www.surabaya.id.emb-japan.go.jp/files/000280974.pdf> (2018年2月1日閲覧)。

<sup>18</sup> いずれの業務についても、後述する外弁規制の範囲内で、インドネシア人弁護士と協働で案件に関与するという趣旨である。

系企業のインドネシアへの新規進出に関連する業務である。次に、インドネシアに進出済みの日系企業の現地でのオペレーションに関連する業務である。

進出に関連する案件と現地でのオペレーションに関連する案件の比率は、各弁護士によって異なるが、概ね半々である。

進出に関連する案件としては、ローカルパートナー企業との合弁契約の締結、進出にあたって M&A を行う場合の対応、進出を前提とした規制調査、等である。

日系企業の現地でのオペレーションに関する業務としては、不動産取引、労務、金融取引、債権回収、撤退、各種規制の調査及び各種相談への対応といったものが挙げられる。

ジャカルタ駐在日本法弁護士からのヒアリングによれば、最近の新規進出案件の状況について、いわゆる「進出ラッシュ」と呼ばれていた頃<sup>19</sup>と比べて日系企業の進出が一段落したことに加え、インドネシアの景気が踊り場を迎えていることから、減少傾向にあるとの話があった。一方で、別のジャカルタ駐在日本法弁護士からは、依然として進出案件を多く扱っているとの声が聞かれた。ただ、各弁護士からのヒアリングの内容を総合すると、新規進出案件のうち大型の案件を扱う機会は減少している様子が窺えた。

## (2) 東京からの案件と出向者がジャカルタで獲得する案件

五大法律事務所からの出向という形で駐在している弁護士については、扱う業務について、東京からの案件と出向者がジャカルタで獲得する案件という観点から分類することが可能である。

両者の割合については各弁護士様々であるが、(i) 東京及びその他の地域<sup>20</sup>からの案件が8割でありジャカルタで獲得する案件が2割、(ii) 概ね半々、(iii) ジャカルタで獲得する案件のほうがやや多い、といった話をそれぞれ聞いた。

また、案件の規模に関する傾向については、東京からの案件は大型の M&A 案件など規模の大きな案件が多く、一方で、出向者がジャカルタで獲得する案件は東京からの案件と比較すると小規模な案件が多い、とのことである。

あるジャカルタ駐在日本法弁護士からは、出向者がジャカルタで獲得している案件についても東京の所属事務所の信用で獲得しているという側面が強く、仮に東京の所属事務所を離れるというようなことになった場合、同じように案件を獲得することはできないであろうとの指摘があった。さらに、東京の所属事務所を離れるこ

---

<sup>19</sup> 2011年から2012年頃にかけて、自動車関連産業を中心に多くの日系企業がインドネシアに進出した状況を示す。

<sup>20</sup> その他の地域としては、シンガポールやタイなど。シンガポールではなくタイに東南アジアを統括する地域本社を置いている日系企業も見られる。

とになれば、ジャカルタで獲得する案件の性格も変わり、各種規制の調査といった小規模な業務が多くなるのではないかとの話を聞いた。

### 第3 日本法弁護士がインドネシアにおいて提供できる法的支援の在り方

#### 1 序

日本法弁護士がインドネシアにおいて提供できる法的支援の在り方を検討するためには、まず、外弁規制の内容を十分に理解する必要がある。インドネシアにおける日本法弁護士によるあらゆる法的支援は、外弁規制の範囲内で行われるものである。特に、外国人弁護士はインドネシア法に基づく法律サービスを提供することができないという点については、十分に留意すべきである。

次に、かかる外弁規制上の制約を前提に、日本法弁護士がインドネシアにおいて案件に関与することの意義について検討する。

加えて、外弁規制上の制約のもと、日本法弁護士は、いかなる分野において弁護士として力を発揮することができるかについて考察する。

#### 2 外弁規制の内容及び運用の実情<sup>21</sup>

##### (1) 外弁規制の内容

インドネシアにおける外弁規制は、弁護士法<sup>22</sup>等を根拠としている。外弁規制の内容は、概要以下のとおりである。

- ・外国人弁護士は、裁判所において依頼者を代理することができない。
- ・外国人弁護士は、インドネシアにおいて法律事務所を開業・経営することができず、外国法の専門家としてインドネシア法律事務所に雇用されるという形態でのみインドネシアで就労することができる。
- ・外国人弁護士がインドネシア法律事務所に雇用されるためには、弁護士会（PERADI）の推薦状に基づく法務人権大臣の許可が必要である。PERADI の推

<sup>21</sup> 詳細については、昨年度調査研究における作成者による「「インドネシアの外弁規制等、法曹有資格者の活動環境」に関する調査研究報告書」に記載。

<sup>22</sup> 2003年法律第18号。

薦状を得るためには、PERADI が実施する倫理試験に合格する必要がある。

・インドネシア法律事務所に雇用された外国人弁護士は、母国法、商事及び仲裁分野における国際法に関する法律サービスを提供することができるが、インドネシア法に関する法律サービスを提供することはできない。

・外国人弁護士には、法教育及び法研究の分野における無償法律サービスを提供する義務がある。前述の法務人権大臣からの許可<sup>23</sup>を延長するためには、かかる無償法律サービスを少なくとも1年間に100時間提供したことについての証明書の提出が要件とされている。

## (2) 外弁規制の運用の実態

### ア 序

外弁規制の運用の実情については、昨年度調査研究における作成者による「インドネシアの外弁規制等、法曹有資格者の活動環境」に関する調査研究報告書において報告したが、同報告書提出後の状況及び特に留意すべき点について、補足して説明する。

### イ 日本法弁護士及び日本の法律事務所の活動形態

外弁規制上、外国人弁護士は、インドネシアにおいて法律事務所を開業・経営することができず、外国法の専門家としてインドネシア法律事務所に雇用されるという形態でのみインドネシアで就労することができる。

したがって、インドネシアには、日本の法律事務所のブランチ・オフィスは法的には存在しない。また、インドネシアにおける日本法弁護士の活動の法的な枠組みは、インドネシア法律事務所に雇用されるという形態になる。

### ウ インドネシア法に関する法律サービスを提供することができないこと

外弁規制上、インドネシア法律事務所に雇用された外国人弁護士は、インドネシア法に関する法律サービスを提供することができない。

しかしながら、実際に現地において日系企業が日本法弁護士に対して求める法律サービスは、インドネシアにおける外資規制や各種規制の調査、進出に伴う現

---

<sup>23</sup> 有効期間は1年。

地での会社設立に関する問題、現地で発生する労務問題への対応、不動産に関する問題など、インドネシア法に基づく問題がほとんどであり、インドネシア法を扱えなければ対応することは不可能である。

この点について、現地で活動する日本法弁護士は、インドネシア法に基づく法律サービスについて、インドネシア人弁護士と協働して、その監督の下で行うという形で対処している。

たとえば、(i) クライアントとのミーティングにおいてインドネシア法に関する事項に話が及ぶ場合には、必ずインドネシア人弁護士の同席を求める、(ii) インドネシア法に関する意見を記載した意見書等には署名をせずインドネシア人弁護士のみが署名する、といった実務の在り方が存在する<sup>24</sup>。

さらに、インドネシアにおける法の運用には不透明な点が多く、インドネシア人弁護士でなければ細部を確認できない場合が珍しくないため、インドネシア法に基づく問題について、日本法弁護士がインドネシア人弁護士の関与なく単独で扱うという事態はあまり想定できない。

以上の次第であり、日本法弁護士による法的支援の提供は、インドネシア法に関する部分について、インドネシア人弁護士の監督の下、インドネシア人弁護士との協働で行われることが大前提となる。

## エ PERADI が実施する倫理試験をめぐる状況

「(1)」で述べたとおり、PERADI からの推薦状を取得するためには、PERADI が実施する倫理試験に合格しなければならず、同試験の形態として、筆記試験形式と口頭試問形式が存する。筆記試験形式の倫理試験は、2014年2月にはじめて実施され、以降同年8月及び2016年8月にそれぞれ実施されており、試験は英語で実施され、選択式問題及び記述式問題から構成されている。一方、口頭試問形式の倫理試験は、2016年8月以降に不定期に実施されており、その内容は、3名の試験官から、弁護士法及び弁護士行動規範に関する問題意識や後述する無償法律サービスの提供方法に関する質問を受けて回答するというものあり、試験時間は合計で20～30分程度である<sup>25</sup>。この倫理試験は、2014年8月に筆記試験が実施されて以降、しばらく実施されない状況が続いていたものの<sup>26</sup>、

<sup>24</sup> 当然のことながら、いずれも、インドネシア法を直接扱わないという外弁規制の範囲内において行う趣旨である。

<sup>25</sup> 口頭試問形式の倫理試験の内容に関する記載は、実際に同試験を受けた日本人弁護士へのヒアリングに基づくものであるが（ヒアリング実施日：2018年2月13日）、試験が毎回同一の方法で行われるとは限らないため、実際に試験を受ける際は、試験の具体的な実施態様につき事前に PERADI に対して照会を行うのが安全である。

<sup>26</sup> その原因として、2015年3月頃からの PERADI の分裂騒動の影響が考えられる。

2016年8月に筆記試験が実施され、それ以降は不定期に口頭試問形式の倫理試験が行われており、2016年夏以降にジャカルタでの駐在を開始した日本人弁護士は、全員倫理試験を受けることができているようである。

PERADIによる倫理試験が実施される以前、PERADIはインドネシア法律事務所において雇用されることを希望する外国人弁護士に対する推薦状の発給について極めて消極的であり、2012年頃には、推薦状の取得は事実上不可能という状態にまで至っていた。また、PERADIから推薦状を取得することができたとしても、法務人権大臣から許可を取得する際の手続が非常に困難であった。

倫理試験の実施以後は、そのような状況は改善され、倫理試験への合格を前提として、PERADIからの推薦状取得及びその後の法務人権大臣からの許可取得手続は円滑に行われていた。

しかし、一時期、倫理試験自体が実施されず、その影響で推薦状についても発給されないという状況が継続していたのであり、その後状況は改善されてきているものの、PERADIの分裂は未だ解決しておらず、今後もPERADIからの推薦状の取得を巡る状況を注視していく必要がある。

#### オ 無償法律サービス提供義務の運用をめぐる状況

「(1)」で述べたとおり、インドネシア法律事務所に雇用される外国人弁護士は、無償法律サービスを提供する義務がある。

法務人権大臣からの許可を延長するにあたっては、かかる無償法律サービスを少なくとも1年間に100時間提供したことの証明書が必要となる。証明書は法律サービスの提供を受けた機関が発行しており、提供された法律サービスの時間数が記載されている。現状、準備に要した時間も時間数に含めることが可能である。

ジャカルタに駐在する日本法弁護士は、インドネシアの大学法学部において数回の講義<sup>27</sup>を行うという形で義務を果たす場合が多い。このような義務履行の場については、PERADIから提供されるわけではなく、所属するインドネシア法律事務所の協力を得ながら、日本法弁護士が自ら確保しなければならない。

ある日本法弁護士によれば、無償法律サービスの提供時間が120時間<sup>28</sup>に満たず、総時間数が40時間程度であったが許可の延長が認められた、とのことである。一方で、ある日本法弁護士は、所属するインドネシア法律事務所から、「最近

<sup>27</sup> 正式な講師として通年にわたって講義を行うという形式ではなく、スポット的に数回の講義を行うという例が多かった。

<sup>28</sup> 2017年大臣令が施行される以前に適用された法務人権大臣決定2004年第M.11-HT.04.02号の下では、外国人弁護士は、少なくとも毎月10時間（すなわち少なくとも年間120時間）の無償法律サービス提供義務が課されていた。

は厳しく運用されているので、必ず120時間に到達するように。」との指示を受け、そのようにした旨述べていた。

年間120時間にも及ぶ無償法律サービス提供義務の負担は重く、日本法弁護士からは、このような義務は撤廃して欲しいという声が多く聞かれた<sup>29</sup>。

### 3 インドネシアにおいて日本法弁護士が案件に関与することの意義<sup>30</sup>

#### (1) 序

インドネシア法に関する法律サービスを単独で提供することができないという外弁規制上の制約のもと、日本法弁護士がインドネシアにおいて案件に関与することの意義、すなわち、日系企業がインドネシア人弁護士を直接起用することと比較した場合のメリットは、以下の3点にあるものと考えている。

- i 起用するインドネシア人弁護士を適切に選択する機能
- ii インドネシア人弁護士の業務に対するクオリティコントロール
- iii クライアントとインドネシア人弁護士との間の法的及び言語的なコミュニケーションの橋渡し

#### (2) 起用するインドネシア人弁護士を適切に選択する機能

インドネシアでは、能力があり信用に値するインドネシア人弁護士を選択することは非常に難しい。

インドネシアにおける弁護士のクオリティは千差万別である<sup>31</sup>。その原因として、弁護士法に基づく司法試験の歴史が浅いこと、裁判例の公開が限定的であり法解釈学が発展途上であること、が挙げられる。また、いまだ司法に汚職の問題が存在するインドネシアにおいては、弁護士の一部も汚職と無縁ではない。守秘義務等の弁護士倫理に対する意識も一般論として日本には及ばない。

このような状況のもと、日系企業、特に進出してからの歴史が浅い日系企業が、

---

<sup>29</sup> ある日本法弁護士は、「我々日本法弁護士は、所属するインドネシア法律事務所において、日々若いインドネシア人弁護士の能力向上に貢献しているのであるから、法教育分野における貢献は十分なはずである。」との意見を述べていた。

<sup>30</sup> 昨年度調査研究における作成者による「「インドネシア共和国における日本企業・在留邦人に対する法的支援のニーズ」に関する調査研究報告書」においても触れたが、本調査研究の成果も踏まえ、一部について加筆及び修正等をしつつ、再度整理した。

<sup>31</sup> 当然のことながら、能力の高いインドネシア人弁護士、高い倫理観を保持しているインドネシア人弁護士も存在することを強調しておく。

独力で、有能かつ信用に値するインドネシア人弁護士を探すことは非常に困難である。そこで、依頼するインドネシア人弁護士の選定について、日本法弁護士又は日本の法律事務所が関与する必要がある。

日本法弁護士が所属しているインドネシア法律事務所であれば、能力及び信用性についての検証は済んでいるはずであるから、ジャカルタにおける日本法弁護士の存在は、日系企業が起用するインドネシア人弁護士を適切に選択する際の1つの指標となる。

### (3) インドネシア人弁護士の業務に対するクオリティコントロール

たとえ、信頼に値するインドネシア法律事務所を起用したとしても、いまだ発展途上な部分も多いインドネシアの司法制度のもとにおけるインドネシア人弁護士の一般的な能力は、日本や欧米諸国と比較して発展途上という段階にある<sup>32</sup>。

そのような状況のもと、インドネシア人弁護士の業務に対する日本法弁護士によるクオリティコントロールという視点は、外弁規制下における日本法弁護士の存在意義という観点から重要である。

日本法弁護士は、日系企業の懸念点や感覚を共有した上で、日本での企業法務の経験及び日本法の知識を活用して、インドネシア人弁護士による成果物のクオリティを日系企業が求めるレベルにまで高めることができる。

すなわち、インドネシア法に基づく部分については、外弁規制上、インドネシア人弁護士しか処理することはできないが、日本法弁護士は、日本での企業法務の経験や日本法の知識に基づき、「このような条文もあるはずではないか?」「この点はおかしいのではないか?」「日本ではこのような法規制があるので、クライアントは、インドネシアでも同様の規制があるのかについて気にしている。」といった視点からインドネシア人弁護士の業務の精度を高めることが可能である。

さらに、時間管理の文化が異なるインドネシアにおいて、日本の文化に基づいて納期を管理し、適切な報告を行っていくことも可能である。

### (4) クライアントとインドネシア人弁護士との間の法的及び言語的なコミュニケーションの橋渡し

クオリティコントロールとも関連する部分であるが、日本法弁護士が間に入ることによって、法的に重要な事実とそうでない事実を振り分けるなど、事実関係や争点を適

---

<sup>32</sup> ジャカルタに駐在している日本法弁護士はいずれも一定以上のクオリティを有するインドネシア法律事務所に所属している。しかしながら、複数の日本法弁護士から、インドネシア人弁護士の業務のクオリティに対しては不満が残るという趣旨の話を聞いた。

切に整理してインドネシア人弁護士に伝えることができる。

また、日本法弁護士は、日系企業の文化や懸念点を共有し、これらを適切にインドネシア人弁護士に伝えることができる。特に、日本本社に向けての説明が可能であるという点については、インドネシア人弁護士には不可能な部分である。

さらに、クライアントと日本法の理解を共有していることにも意義がある。日本法の理解に基づくクライアントの疑問点を、日本法とインドネシア法の違いを考慮しつつ、インドネシア人弁護士に伝え、適切な回答を導くことができる。

加えて、日本法弁護士が間に入ることで、日本語での相談が可能となる。この点は、英語を話すことに抵抗があるクライアントのみならず、英語が堪能なクライアントにとっても意味がある。法文化が異なり、かつ、英語を母国語としないインドネシア人弁護士と、他国の法律に基づく問題について英語で完全なコミュニケーションをとることは容易ではない。

#### (5) 小括

以上述べたとおり、日本法弁護士がインドネシアにおいて外弁規制の下で果たすべき役割は、基本的には、インドネシア人弁護士とクライアントとの間をつなぐ業務、すなわち、「リエゾン業務」又は「コーディネート業務」といった言葉で表現される業務である。

### 4 日本法弁護士が能力を発揮することができる分野に関する考察

#### (1) 序

リエゾン業務又はコーディネート業務について意義があることは当然であるが、一方で、リエゾン業務において発揮される日本法弁護士の付加価値はクライアントから「見えにくい」部分であるという考え方もあり得る。また、日系企業のなかでも、日本本社に充実した法務部を有し<sup>33</sup>、かつ、インドネシアの実情を知り尽くした駐在員を有する、進出してからの歴史が長い大企業であれば、信用に値する優秀なインドネシア人弁護士を直接起用し、リエゾン業務については内製化することも可能であろう<sup>34</sup>。

---

<sup>33</sup> なお、インドネシア現地法人に日本人の法務担当者を置いている日系企業は、昨年度調査研究におけるヒアリングの限りでは見当たらなかった。外国人労働者の人数制限等の理由により、日系企業のインドネシア現地法人が法務を中心に扱う日本人駐在員を置くことは考えにくい。

<sup>34</sup> 実際に、昨年度調査研究において訪問した規模の大きいある日系企業では、直接インドネシア人弁護士を起用しており、特に不便はないという趣旨の話を聞いた。

さらに、リエゾン業務のうち言語的なコミュニケーションの橋渡し役しか果たせないのであれば、弁護士ではなく通訳としての役割を果たすに過ぎない。

そこで、以下、日本法弁護士がインドネシアにおいて弁護士としての能力を発揮することができる分野について考察する。

以下の考察は、あくまで外弁規制上の制約の範囲内において、すなわち、インドネシア人弁護士の監督のもと、インドネシア人弁護士との協働で行われることを前提とするものである<sup>35</sup>、<sup>36</sup>。

## (2) 日本法弁護士が能力を発揮することができる分野

日本法弁護士がインドネシアにおいて弁護士としての能力を発揮することができる分野は、日本における企業法務の経験を活かすことができる分野である。

まず、インドネシア法に準拠しない契約に関する契約書<sup>37</sup>の作成については、自ら行っても外弁規制上の問題は生じない。

また、たとえば、日系企業のインドネシア進出に際してローカル企業と合弁契約を締結する場合や M&A を行う場合など、インドネシア法に準拠する部分に加えて企業法務の特定の領域における専門知識が問われるような分野については、日本法弁護士は、外弁規制が許容する範囲内で、日本での経験を直接活用することが可能である。ジャカルタに駐在する日本法弁護士も、このような業務を多く扱っている。

さらに、インドネシア法が直接関係する問題についてインドネシア人弁護士が契約書やリーガル・メモランダム等の法的文書を作成するというような場合であっても、日本法弁護士は日本での経験に基づき、分析の視点や補充すべき事項を指摘し、法的理論の構成を示唆するなど、法的な分析能力、文書作成能力及び論理的思考力をクオリティコントロールの観点から活かすことができる。

日本での企業法務の経験を有しているからこそ、クライアントが重視する部分を理解することができるのである<sup>38</sup>。

当然のことながら外弁規制が許容する範囲内においてという趣旨ではあるが、日本での企業法務の経験を直接活用することができる分野は、日本法弁護士がインドネシアにおいて弁護士としての存在意義や付加価値を発揮しやすい分野である。

---

<sup>35</sup> このような意味においては、リエゾン業務の一部であることに変わりはない。特に、クオリティコントロールの視点についての別の角度からの説明ともいえるであろう。

<sup>36</sup> 実際に業務を行う場合には、外弁規制上の制約の範囲内であることについて、あらためて慎重に検討されたい。

<sup>37</sup> たとえば、準拠法をインドネシア法としないクロスボーダーの金融取引に関する契約書。

<sup>38</sup> ある日本法弁護士からは、企業法務の経験を有していない弁護士が間に入っても、単なる「伝言ゲーム」になるだけであると述べていた。日本法弁護士が付加価値を発揮する可能性について示唆に富む発言である。

### (3) 日本法弁護士が力を発揮することが難しい分野

一方で、たとえば、行政や相手方に対して直接対応する必要がある分野については、インドネシア人弁護士でなければ対応が難しく、日本法弁護士が弁護士として力を発揮することができる部分は限られている。

特に、行政対応<sup>39</sup>については、法律の理論によって処理されるという側面より、コネクションの有無や賄賂によって処理される側面も一部に残っており<sup>40</sup>、日本法弁護士が踏み込むことは難しい。

また、労務問題のうち、ストライキなどの労使紛争が実際に発生し、労働組合や労働者に対して現場での直接的な対応が必要となる案件については、インドネシア人弁護士でなければ対応できず、また、このような案件は企業法務を扱うインドネシア人弁護士のなかにも扱うことは避けたいと考える者もいるようであり、日本法弁護士が活躍する余地を見出すことは難しいのではないかと<sup>41・42</sup>。

さらに、在留邦人個人をクライアントとする一般民事事件、特に裁判への対応が必要となる案件についても、日本法弁護士は法廷で依頼者を代理することができず、日本で蓄積した一般民事事件における訴訟の経験を活かすことができない<sup>43</sup>。インドネシアの裁判所には、汚職の問題がいまだ残っている。また、一般民事事件においてインドネシア人個人を被告として訴訟を行い勝訴したとしても、いまだ司法制度が発展途上のインドネシアにおいて、強制執行によって満足を得るといった場面は容易には想像できない。加えて、インドネシア人の相手方との交渉についても、インドネシア人弁護士が行うほかに、通訳以上の役割を発揮することは難しいであろう。

インドネシアの司法制度は発展途上という状況であり、一部には、法律によって

---

<sup>39</sup> たとえば警察や入管当局への対応。

<sup>40</sup> 一方で、あるジャカルタ駐在日本法弁護士からは、投資調整庁（BKPM）での手続についてはクリーンかつ明確であるとの評価を聞いた。会社設立に関する投資調整庁での手続については、日本法弁護士が関与する業務として一般的である。

<sup>41</sup> 昨年度調査研究を通じて、労務問題については、日系企業の間で法的支援のニーズが存在することが窺え、日本法弁護士による法的支援の可能性が感じられた分野である。一方で、日本法弁護士の労務問題への関与については、本文で述べた視点からも検討する必要がある。

<sup>42</sup> 労務問題全般に関して日本法弁護士が力を発揮することができないという趣旨ではない。ジャカルタに駐在する日本法弁護士も、労務問題を主な取扱業務の1つとして挙げている。ジャカルタ駐在日本法弁護士からは、たとえば、事業縮小に伴う従業員の別会社への転籍に関する案件や従業員の解雇に関する案件などに関わった話を聞いた。

<sup>43</sup> インドネシアにおける在留邦人への支援の必要性や将来的な日本法弁護士による支援の可能性を否定するという趣旨ではなく、あくまで、日本法弁護士としての付加価値の発揮という側面からの検討である。

解決するという考え方が浸透していない場面が存在する。日系企業や在留邦人が今まさに直面している問題に対して支援を提供するという趣旨から、現地でのパイプを作るなどして、法が許す限りにおいてこのような分野にも踏み込んでいくという考え方もあるかもしれないが、そのような活動を業務の中心に据えるのであれば、法解釈によって物事を解決するという弁護士の業務からは離れたものになるであろう。

## 第4 日本法弁護士による法的支援へのニーズの量

### 1 序

以下では、日本法弁護士による法的支援へのニーズがどれほど存在するか、すなわち、ニーズの量という側面から検討する。

かかる検討の基礎資料として、2015年9月17日に開催されたジャカルタ駐在日本法弁護士による日系企業を対象としたシンポジウム（以下、「本シンポジウム」という。）<sup>44</sup>の際に実施したアンケート（以下、「本アンケート」という。）を用いている<sup>45</sup>。

### 2 ジャカルタ駐在日本法弁護士の存在に対する認知度

#### (1) 序

日本法弁護士による法的支援へのニーズの量について検討する前提として、まず、インドネシア進出日系企業の間におけるジャカルタ駐在日本法弁護士の存在に対する認知度について検討する。

#### (2) 昨年度調査研究におけるヒアリング調査の結果

昨年度調査研究においてインドネシア進出日系企業を対象に実施したヒアリング調査<sup>46</sup>においては、インドネシア進出日系企業の間におけるジャカルタ駐在日本法弁

---

<sup>44</sup> 本シンポジウムの詳細については、本調査研究における作成者による「「インドネシア共和国に進出する日本企業及び在留邦人の支援のための日本の法曹有資格者による支援のための方策の試行」に関する調査研究報告書」に記載。

<sup>45</sup> 質問票及び集計結果は、本報告書別紙1及び別紙2として添付。質問票には、現地での「生の声」を引き出すため、自由記載欄を多く設けることとした。また、一部、本報告書本文において直接的には触れていない質問もある。

<sup>46</sup> 2014年10月から2015年1月にかけて実施。

護士の存在に対する認知度は低かった。

ヒアリングを行った各社からは、「ジャカルタに日本の弁護士がいることは知らない。」「インドネシアで日本の弁護士が何をしてくれるのか分からない。」といった声が多く聞かれた<sup>47</sup>。

### (3) 本アンケートの結果

一方、2015年9月17日に開催された本シンポジウムの際に実施した本アンケート<sup>48</sup>においては、回答した日系企業の約85%<sup>49</sup>が、ジャカルタに日本法弁護士が駐在していることを知っていたと回答している。

この点については、(i) 本シンポジウムについて、ジャカルタジャパンクラブ<sup>50</sup>を通じて、同クラブ会員企業に広報をしたこと、(ii) 2014年から2015年にかけて、同クラブはジャカルタ駐在の日本法弁護士が関与するセミナーを3件開催しており、各セミナーとも約100名の参加者を集めたこと、(iii) その結果、同クラブ会員企業の間では、ジャカルタに駐在する日本法弁護士の存在が知られていたこと、が原因ではないかと考えている。

また、もともと法的な問題に関心のある担当者が多く参加していたであろうことも、このような結果の理由の1つであると考えられる<sup>51</sup>。

一方で、あるジャカルタ駐在の日本法弁護士からは、このアンケート結果を受けても、ジャカルタ駐在の日本法弁護士の存在が十分に認知されているとは考えておらず、特に、ジャカルタから離れた工業団地での認知度は依然として低いものと考えている旨の話があった。

### (4) 小括

昨年度調査研究におけるヒアリング調査の結果と本調査研究におけるアンケート結果の間に差異があるため、この点に関する分析はやや困難であるが、インドネシア進出日系企業の間におけるジャカルタ駐在の日本法弁護士の存在に対する認知度は、日本法弁護士によるセミナーの開催等により、徐々に高まってきていると理解する

---

<sup>47</sup> 詳細は昨年度調査研究における作成者による「「インドネシア共和国における日本企業・在留邦人に対する法的支援のニーズ」に関する調査研究報告書」に記載。

<sup>48</sup> 同アンケート質問4。質問事項は、「ジャカルタに日本の弁護士が駐在していることを知っていましたか？」。

<sup>49</sup> 総回答数89。「知っていた」との回答は76。

<sup>50</sup> ジャカルタ及びその近郊における日系商工会議所機能及び日本人会機能を併せ持つ団体。

<sup>51</sup> ある日系中小企業の代表者も同様の指摘をしていた。同人はインドネシアでの駐在経験が30年にも及ぶが、ジャカルタに日本法弁護士が駐在していることを知らなかったと述べていた。ヒアリング実施日：2015年10月20日。

ことが可能である<sup>52</sup>。

また、本シンポジウムの開催によっても、日本法弁護士の存在に対する認知度はさらに高まったものと思われる。

### 3 日本法弁護士による法的支援へのニーズの量に関する本アンケート結果の分析

本アンケートにおいて、インドネシアでビジネスを行うにあたって、法的な問題について弁護士などの専門家に相談する必要性を感じたことがあるかについて尋ねたところ<sup>53</sup>、約85%<sup>54</sup>が必要性を感じたことがある旨回答している。

専門家への相談の必要性を感じた分野についての回答結果<sup>55</sup>を総合すると、概ね、労務、契約法務、債権回収、各種規制の解釈及びその対応法、といった点が挙げられる。なお、契約法務については、昨年度調査研究におけるヒアリングにおいては積極的なニーズとして表れてこなかった点であり<sup>56</sup>、日本法弁護士による法的支援という観点から非常に興味深い結果である。

一方で、ジャカルタに駐在する日本法弁護士に相談した経験の有無を尋ねたところ<sup>57</sup>、相談した経験があるとの回答は約36%<sup>58</sup>に留まった。上述の認知度に比して低い結果である。日本法弁護士以外の相談先について尋ねたところ<sup>59</sup>、「インドネシア人弁護士」

---

<sup>52</sup> ジャカルタ及びその近郊に所在する日系企業は1200社ほどであろうから、何らかのイベント等をきっかけに認知度が短期間に向上することも十分に考えられる。

<sup>53</sup> 本アンケート質問2。質問事項は、「インドネシアでビジネスを行うなかで、法的な問題の予防又は対応について、弁護士などの専門家に相談したいと思っただけですか？」

<sup>54</sup> 「ある」との回答数は76。「特になし」との回答数は13（約15%）。

<sup>55</sup> 本アンケート質問3。質問事項は、「質問2で、「1. ある」とお答えの場合、相談したいと思っただけな法的な問題は、どのような内容でしたか？以下にご記載ください（ご記載例：従業員の解雇に関するトラブル、ローカルの取引先企業との間の取引契約書の作成、売掛金の回収トラブル、など）」。回答は自由記載の形式。

<sup>56</sup> 昨年度調査研究における作成者による「「インドネシア共和国における日本企業・在留邦人に対する法的支援のニーズ」に関する調査研究報告書」に記載。インドネシアにおいては、特に製造業において日系企業同士の取引が多いことから、従前、契約書を作成するということはさほど行われておらず、したがって、昨年度調査研究において、契約法務に関する明確なニーズは浮かび上がってこなかった。しかし、本年度に実施した日系製造業からのヒアリングにおいては、日本におけるコンプライアンス意識の高まりを受けて、インドネシアにおける日系企業同士の取引であっても取引基本契約書の締結を進めていく方針である旨の話があった。ヒアリング実施日：2015年11月3日。

<sup>57</sup> 本アンケート質問5。質問事項は、「今まで、ジャカルタに駐在している日本の弁護士に、法的な問題の予防又は対応について相談したことはありますか？」

<sup>58</sup> 「ある」との回答数は32。「ない」との回答数は56（約63%）。

<sup>59</sup> 本アンケート質問7。質問事項は、「ジャカルタ駐在の日本の弁護士以外で、法的な問題について相談したことがある場合、その相談先をご記載下さい（ご記載例：日本人コンサルタント、インドネシア人弁護士、日本本社の法務部、自社ローカルスタッフ、合弁相手の法務担当者、など）」

との回答が最も多く<sup>60</sup>、次いで「日本人コンサルタント」<sup>61</sup>という回答であった。

続いて、今までジャカルタ駐在日本法弁護士に相談した経験がない日系企業に対して、本シンポジウムに参加したことで日本法弁護士に相談してみたいと思ったかを尋ねたところ<sup>62</sup>、約73%<sup>63</sup>が、相談してみたいと思った旨を回答している。

本アンケート結果を総合すると、法的な問題に関する弁護士等の専門家への相談ニーズ自体は存在し、インドネシア人弁護士や現地で活動する日本人コンサルタントが相談の受け皿となっている実情が窺える。

一方で、今まで日本法弁護士に相談したことがなかった日系企業のうち7割以上が、今後、日本法弁護士に相談してみたいと感じており、日本法弁護士の存在に対する認知度及び日本法弁護士を活用するメリットに対する理解度の向上を前提として、日本法弁護士への相談のニーズが一定量潜在している様子が窺える。

#### 4 日本法弁護士への業務量に関するヒアリング

作成者は、本報告書提出の直前である2016年2月、ジャカルタ駐在日本法弁護士7名からヒアリングを行った。その際、最近の業務量について質問したところ、(i) 順調に増えている、(ii) やや増えている、又は(iii) 以前と比べてさほど変化はない、といった趣旨の回答が多く、業務量が減少しているとの話は聞かなかった。

むしろ、7名中2名からは、駐在日本法弁護士の増員を検討しているとの話を聞いた。

以上を総合すると、ジャカルタ駐在日本法弁護士の業務量は、増加傾向にあると評価することが可能である。

#### 5 小括

昨年度調査研究における日系企業各社からのヒアリングにおいては、日本法弁護士へのニーズという視点からは、潜在的なニーズに留まる部分が多かった。すなわち、「日本法弁護士に依頼したことはないし、そもそも、ジャカルタに駐在していることを知らなかったけれども」という前提のもとに、「仮に、日本法弁護士によるこのようなサ

---

<sup>60</sup> 回答数は34。ただし、自由記載の回答内容を集計したため、一定の誤差があり得る。

<sup>61</sup> 回答数は29。一定の誤差があり得ることについて上述と同様。

<sup>62</sup> 本アンケート質問6。質問事項は、「質問5で「2. ない」とお答えの方にお聞きします。今回のシンポジウムに参加されたことで、今後、法的な問題について、ジャカルタに駐在する日本の弁護士に相談してみたいと思いませんか。また、その理由についてもご記載下さい。」。

<sup>63</sup> 「思った」との回答数41。「思わない」との回答数5。母数は質問5で、「ない」と回答した56である。

ービスがあれば検討したい。」というような流れになることが非常に多かった。

一方で、本調査研究においては、上述のアンケート結果から分かるとおり、本シンポジウムの開催を受けて、今まで日本法弁護士に相談したことがなかった日系企業についても、日本法弁護士への相談に興味を抱いている様子が窺えた。

このような状況につき、日本法弁護士に対する認知度が向上していることを考え合わせると、潜在するにとどまっていた日本法弁護士に対するニーズが、徐々に顕在化しつつあると評価できるのではないかと考えている。

## 第5 小規模な法律事務所に所属する日本法弁護士及び単独でインドネシアに渡ることを志す日本法弁護士の可能性に関する考察

### 1 序

ジャカルタに駐在する日本法弁護士の人数は、近年さほど変動がなく、10名程度という状況が続いている。うち、五大法律事務所からの出向者が半数以上を占める。

そこで、小規模な法律事務所に所属する日本法弁護士又は単独でインドネシアに渡ることを志す日本法弁護士のインドネシアにおける活動の可能性について考察する<sup>64</sup>。

### 2 企業法務案件が中心となること

昨年度調査研究において、ジャカルタ及びその近郊における在留邦人に対する法的支援のニーズについては、明確な形では表れてこなかった。また、在留邦人個人をクライアントとする一般民事案件への関与の在り方が企業法務に比して難しいことについては、前述したとおりである。

以上の次第であり、インドネシアに駐在する日本法弁護士が在留邦人個人をクライアントとする案件を中心に業務を行うことは現状では考えにくく、日系企業をクライアントとする企業法務案件を中心に扱うことになる。

### 3 現地で案件を獲得することの重要性

前述したように、五大法律事務所から出向している日本法弁護士の場合、一定の割合で東京からの案件というものが存在する。そのような案件は、一般的な傾向として、出向者がジャカルタで直接獲得する案件より規模が大きいとのことである。

一方で、そもそも日本でインドネシア法務を扱っている法律事務所は多くないとい

---

<sup>64</sup> 委託元である法務省より特に検討を求められた事項である。

う現状を考えると、小規模な法律事務所に所属している日本法弁護士がジャカルタに出向した場合、東京からの案件はないという状況でスタートすることになる。

そこで、単独でインドネシアに渡ることを志す日本法弁護士の場合は当然であるが、小規模な法律事務所に所属している場合であっても、現地で日系企業をクライアントとする案件を獲得していくことが重要になる。

この点について、ある五大法律事務所に所属している日本法弁護士は、ジャカルタで直接獲得している案件についても日本の所属事務所の信用に依存している部分があり、仮に日本の所属事務所を離れたと仮定した場合、ジャカルタで獲得する案件は規制調査のような小規模なものが増えるであろうと述べ、日本の所属事務所という後ろ盾がない日本法弁護士がジャカルタで案件を獲得していくことの難しさを示唆していた。

一方で、インドネシアに拠点を移して活動しているある日本法弁護士は、駐在期間が長くなり現地で知り合いが増えたことや積極的に営業活動を行っていることによって、業務量は着実に増えつつあると述べていた。また、同弁護士が扱っている案件は、大企業をクライアントとするものが多く、規模の大きな投資案件なども扱うとのことであった<sup>65</sup>。

以上の次第であり、単独でインドネシアに渡ることを志す場合はもちろんであるが、小規模な法律事務所に所属している日本法弁護士の場合であっても、自らインドネシアで日系企業をクライアントとする案件を獲得していくことが重要である。一方で、インドネシアでの経験を蓄積し実力を身につけていけば、将来的には規模の大きい案件を扱っていく可能性も考えられる。

#### 4 必要な能力

インドネシアに駐在する日本法弁護士に必要な能力は、(i) 日本での企業法務の経験、及び(ii) 高い英語力である。

前述のとおり、現状、インドネシアに駐在する日本法弁護士の業務は企業法務が中心となるため、企業法務の分野で経験を有することが最も重要である。小規模な法律事務所所属している日本法弁護士については、たとえば、中小企業に対する法的支援の経験を磨いていくことなどが考えられる。

また、日系企業が関係するインドネシア法務には英語が用いられており、インドネ

---

<sup>65</sup> このような観点からは、小規模な法律事務所所属している日本法弁護士又は単独でインドネシアに渡ることを志す日本法弁護士が扱う案件について、中小企業をクライアントとする案件に限られるのではないかとの考え方には賛同できない。また一方で、五大法律事務所の1つに所属する日本法弁護士からは、進出からの歴史が長い大企業はインドネシア人弁護士を直接使いこなす能力を有しているため、インドネシアでは、日本で業務を行っていた頃より、中小企業をクライアントとする案件を扱うことが増えたとの話を聞いた。

シア人弁護士とクライアントとの共通言語も英語であるから、インドネシアに進出する日本法弁護士には高い英語力が求められる。現在ジャカルタに駐在する日本法弁護士10名のうち5名は、米国のロースクールへの留学経験を有している。

一方で、あるジャカルタ駐在日本法弁護士<sup>66</sup>は、インドネシア大学の語学コースでインドネシア語を学んだ経験を有しており、英語力に加えてインドネシア語能力を活かして業務を行っている。インドネシア語を業務に用いるという形態は、インドネシアにおける日本法弁護士による法的支援の新たな形である。

## 5 所属事務所を探すことの難しさと予想される待遇

日本法弁護士の出向を受け入れているインドネシア法律事務所は、出向者が日本の大規模な法律事務所に所属している点を評価しているというのが現実であろう。そのような中で、所属事務所の後ろ盾を持たない日本法弁護士が受け入れ先となるインドネシア法律事務所を見つけることは難しい。前述したように、インドネシア人弁護士の信用性は千差万別であり、一部には信用できない弁護士も存在する。したがって、信用できる所属事務所を探すことは、小規模な法律事務所に所属する又は単独でインドネシアに渡ることを志す日本法弁護士にとって、非常に大きな壁となるはずである。

また、受け入れ先での待遇についても、当初はインドネシア人のアソシエイト弁護士とさほど変わらない程度のもになると予想される。日本の所属事務所からのサポートがない場合、業務が軌道に乗り、所属するインドネシア法律事務所からある程度の給与を支払うに値する価値を認めもらうまでの一定期間、ジャカルタでの外国人としての生活に耐えうる経済的な余裕をもって進出することが必要となる。

## 6 将来的な可能性に関する私見

外弁規制上の各種制約、特に、PERADI からの推薦状取得についての不透明な状況に加え、適切なインドネシア法律事務所を見つけることの難しさを考えると、日本法弁護士のインドネシア進出についての難易度が非常に高いということは否定できない。インドネシアへの日系企業の進出が進んでいるという状況において、ここ数年、ジャカルタに駐在する日本法弁護士の人数に変動がないことが、かかる現実を如実に示している。

一方で、ジャカルタに駐在する日本法弁護士の業務量が増加傾向にあること、かつ、最近、日本法弁護士へのニーズが徐々に顕在化しつつあることが窺われるという状況からは、進出の際の困難を乗り越えた日本法弁護士がインドネシアで活躍するという

---

<sup>66</sup> 着任は2015年であり、昨年度調査研究においてはヒアリングを行っていない。五大法律事務所の1つからの出向者である。

将来像も十分にあり得るものと考えている。

## 第6 日本法弁護士による効果的な法的支援の提供の在り方についての提言

### 1 日本法弁護士の存在に対する認知度と日本法弁護士活用のメリットに対する理解度のさらなる向上

前述のとおり、インドネシア進出日系企業の間におけるジャカルタに駐在して活動する日本法弁護士の認知度は、昨年度調査研究終了時点に比べて、徐々に向上しているものと理解することが可能である。一方で、日本法弁護士に実際に相談をした経験を有する企業は、認知度に比してさほど多くはなかった。日本法弁護士による効果的な法的支援の提供のためには、まずは、インドネシア進出日系企業の間におけるジャカルタ駐在日本法弁護士の存在に対する認知度のさらなる向上を図るべきである。

また、認知度の向上に加えて、日本法弁護士を活用するメリットに対する理解度が向上していくことによって、日本法弁護士がインドネシアにおいてより力を発揮できる分野におけるニーズの掘り起こしにつながっていくはずである。昨年度調査研究において日系企業からよく聞かれた「日本法弁護士がインドネシアで何をしてくれるのか分からない。」という発言は、日本法弁護士を活用するメリット、すなわち日本法弁護士が力を発揮することができる分野に対する理解が不足しているがゆえのものであろう。

このような日本法弁護士の存在に対する認知度及び日本法弁護士活用のメリットに対する理解度の向上は、将来的に、日系企業がインドネシアにおいて日本法弁護士を適切に起用して法的な問題を効果的に予防し、又は対処していくことに資するはずである。

### 2 日系諸機関と日本法弁護士との連携の強化

日本法弁護士による効果的な法的支援のためには、現地の日系諸機関、すなわち、在インドネシア日本国大使館、各地の総領事館、ジャカルタジャパンプラブ、JETROジャカルタ事務所といった日系諸機関と日本法弁護士との間の連携を強化していくことが必要である。

昨年度調査研究終了時点においては、ジャカルタ駐在日本法弁護士と日系諸機関との連携体制の構築はさほど進んでいないと報告したが、本シンポジウムの開催を経て、ジャカルタ所在の日系諸機関と日本法弁護士との連携体制は一定程度深化したものと理解している。

日系諸機関と日本法弁護士との連携体制が強化されれば、日系諸機関に当地の日系企業から法的な問題についての相談が寄せられた場合、駐在する日本法弁護士の紹介などをより適切に行うことが可能になり、円滑な法的支援の提供につながる。また、日系諸機関の協力を得て、日本法弁護士がセミナー等を開催し、日系企業にとって有益な法情報を発信していくことも可能となる。

### 3 外弁規制の明確な運用及び改正の可能性に対する問題提起

インドネシアにおいては、一時期、PERADI から推薦状が発給されないという状況が継続していたのであり、その後状況は改善されてきてはいるものの、PERADI の分裂は未だ解決しておらず、今後も PERADI からの推薦状取得を巡る状況を注視する必要がある状況が続いている。外弁規制の明確な運用は、インドネシアにおける日本法弁護士の活動にとって不可欠な前提である。

また、日本において外国法事務弁護士は自ら外国法事務弁護士事務所を開設し日本法弁護士を雇用することも可能であるが、インドネシアにおいては、外国人弁護士は自ら事務所を開設することができず、インドネシア法律事務所に雇用されるという形でのみインドネシアで活動することができる。相互主義の観点からは、不公平な状況と言わざるを得ない。インドネシアにおいて外国人弁護士が自前の拠点を持つことができないという点については、インドネシア駐在日本法弁護士の多くから、インドネシアにおける法的支援に関する最大のハードルであるとの話があった。

あくまで私見ではあるが、インドネシアにおける外弁規制の明確な運用及び相互主義の観点から公平性を確保するための改正については、適切なチャンネルを通じて問題提起をしていくことが検討されるべきではないかと考えている。

## 第7 結語

日本法弁護士のジャカルタ駐在の歴史が始まったのは2010年頃のことであり、その歴史は、日系企業のインドネシアへの進出の歴史と比べて非常に浅いものである。ある日本法弁護士は、「日系企業がインドネシアで日本法弁護士を活用していくという状況は、まだ始まったばかりであり、今後の可能性は十分にあるものと考えている。」と述べていた。

外弁規制上の制約など困難な部分も多いが、将来的に、新たにインドネシアに進出する日本法弁護士が現れ、外弁規制の範囲内において、インドネシア進出日系企業や支援を必要とする在留邦人に対して充実した法的支援を提供していくという状況が生まれることを願っている。

昨年度調査研究及び本調査研究においては、日系諸機関、インドネシア進出日系企業、ジャカルタ駐在日本法弁護士などインドネシア日本人社会の皆様から多大なご協力を頂いた。この場を借りて、インドネシアでお会いしたすべての方にお礼を申し上げる。

また、調査研究活動全般にわたって、ジャカルタ駐在の日本法弁護士でありインドネシア法務の第一人者である平石努氏から貴重なご指導及び多大なご協力を頂いた。調査研究を終えるにあたり、心から感謝を申し上げます。

以 上

### 別 紙 添 付 資 料

別紙1 アンケート質問票（ジャカルタにおける日本法弁護士によるシンポジウムの際に配布）

別紙2 別紙1のアンケートに関する集計結果（非公開）

事業運営で起こりがちな問題と事前事後の対策  
～ジャカルタ駐在日本法弁護士によるパネル・ディスカッション～

インドネシアにおける日本の弁護士による充実した法的支援の提供のため、以下のアンケートにご協力下さい。

**質問1**

貴社の、①業種、②従業員数、③当地に進出してからの年数、をそれぞれご記載下さい  
(ご記載例：製造業、約500人、5年)。

[ ]

**質問2**

インドネシアでビジネスを行うなかで、法的な問題の予防又は対応について、弁護士などの専門家に相談したいと思ったことはありますか？

1. ある                      2. 特にない

**質問3**

質問2で、「1. ある」とお答えの場合、相談したいと思った法的な問題は、どのような内容でしたか？以下にご記載ください（ご記載例：従業員の解雇に関するトラブル、ローカルの取引先企業との間の取引契約書の作成、売掛金の回収トラブル、など）。

[ ]

**質問4**

ジャカルタに日本の弁護士が駐在していることを知っていましたか？

1. 知っていた              2. 知らなかった

**質問5**

今まで、ジャカルタに駐在している日本の弁護士に、法的な問題の予防又は対応について相談したことはありますか？

1. ある                      2. ない

### 質問6

質問5で「2. ない」とお答えの方にお聞きします。今回のシンポジウムに参加されたことで、今後、法的な問題について、ジャカルタに駐在する日本の弁護士に相談してみたいと思いましたが。また、その理由についてもご記載下さい。

1. 思った
2. 思わない

【理由】

### 質問7

ジャカルタ駐在の日本の弁護士以外で、法的な問題について相談したことがある場合、その相談先をご記載下さい（ご記載例：日本人コンサルタント、インドネシア人弁護士、日本本社の法務部、自社ローカルスタッフ、合弁相手の法務担当者、など）。

### 質問8

本日のパネル・ディスカッションの内容は、貴社にとって有益な情報となりましたか？その理由についてもご記載下さい。

1. 非常に有益な情報だった
2. ある程度有益な情報だった
3. あまり有益な情報ではなかった
4. まったく有益な情報ではなかった

【理由】

### 質問9

本日のパネル・ディスカッションで取り上げられたテーマのなかで、最も有益だったものはどのテーマですか（複数回答可）。その理由についてもご記入下さい。

1. 労務
2. 事業の拡張と縮小・撤退
3. 契約法務
4. 訴訟

【理由】

### 質問10

本日取り上げたテーマ以外に、取り上げて欲しいと思った法的なテーマはありますか。ある場合、以下にご記載下さい。

### 質問11

今後、インドネシアに駐在する日本の弁護士に期待することをご自由にご記載下さい。

ご協力ありがとうございました。

なお、本アンケートの結果は、日本の弁護士による効果的な法的支援の提供のために参考とさせて頂き、会社名・個人を特定できない形で、JETRO ジャカルタ事務所、在インドネシア日本国大使館及びシンポジウムのパネリスト弁護士の間で共有させて頂きます。また、法務省委託調査研究（「法曹有資格者による日本企業及び邦人の支援の方策を検討するための調査研究」）において、会社名・個人等を特定できない形で利用場合があります。